

事 務 連 絡

令和元年 7 月 26 日

各都道府県 高齢者住宅施策担当課（室）御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」周知等の取組について

平素より、高齢者等住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

国土交通省では、高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや改修の際に配慮すべきポイントを取りまとめた、標記のガイドラインを、平成 31 年 3 月に公表したところです。

今年度は、スマートウェルネス住宅等推進事業の一環として、一般社団法人高齢者住宅協会が、同ガイドラインの周知方策等について検討しております。このたび、同協会では、別紙のとおり貴都道府県及び貴管内の地方公共団体にて開催される住宅セミナー等において、講演・ブース出展等により、同ガイドラインの周知や、早めの住まいの備えにかかる相談窓口の開設等を行い、住民が、高齢期の住まいやその改修等について考える契機とする取組を開始しました。

貴都道府県における住宅施策の推進にも寄与するものと考えられますので、積極的にご活用くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本件について、貴管内の地方公共団体に対してもご周知くださるよう、併せてお願い申し上げます。

(問合せ先)

国土交通省住宅局安心居住推進課 下村・平山

TEL : 03-5253-8111 (内線 39857・39855)

高齢期の住まいに関する住民向けセミナーを開催しませんか？

国土交通省は、平成31(2019)年3月28日に、高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや、改修の際に配慮すべきポイントをまとめた「**高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン**」(以下、「ガイドライン」という。)を公表しました。(詳しくは、報道発表資料をご覧ください http://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000202.html)

私ども一般社団法人 高齢者住宅協会では、ガイドラインを広く周知し、高齢期の住まいについて考える契機とする取組を行っております。今年度、皆さまが住宅に関する住民向けセミナー等を開催される際には、ぜひ**高齢期の早めの住まいの備えの必要性**をテーマとした講演・ブース出展等をできないか、ご検討をお願いいたします。

開催をいただける場合には、国土交通省住宅局安心居住推進課とともに、次の通りサポートを提供させていただきますので、下に記載の問合せ先までご連絡ください。

【ご提供可能なサポートの例】

1 講師派遣

ガイドラインのポイントとなる「なぜ早めのリフォームが必要か。要介護となつてからでは遅いのか」「リフォームで配慮すべきポイント」と「資金等に応じた優先順位」を、わかりやすく解説する講師を派遣します。(講演時間は30～60分程度。講師は、当協会会員・事務局を想定しています。講師費用・交通費は相談させていただきます)

2 資料提供

ガイドラインのポイントを、イラスト等により分かりやすくまとめたセミナー参加者向け資料、窓口配布用リーフレットを提供します。(9月より提供開始予定。窓口配布用のリーフレットと、セミナー資料として使用可能な解説冊子を想定しています)

3 ブース出展

住まいフェア等に、「早めの住まいの備え相談コーナー」ブースを出展し、ガイドラインに基づく早めの住まいの備え相談を実施します。(相談員は、当協会会員・事務局を想定しています。出展費用は相談させていただきます)

この他ご要望等ございましたら、お気軽に問い合わせください。 ※サポート回数・資料部数に限りがあることをご了承ください。

【ガイドラインが目指す住まいのイメージ】

〇長く健康に暮らせる「住まい」

安全・安心で、身体的・経済的な負担が少なく、外出や家事に便利



〇自立して自分らしく暮らせる「住まい」

外出、趣味、交流など豊かな高齢期のライフスタイルに応じた空間を確保



〇介護期になつても暮らせる「住まい」

手すりの設置や福祉用具の使用など軽微な対応で暮らしつづけられる



〇次世代に継承できる良質な「住まい」

長寿化に対応し、子どもや孫にとっても住みやすい



【本件の問合せ先】



一般社団法人 高齢者住宅協会 事務局次長 塩崎、企画部長 永野

TEL : 03-6867-8535 FAX : 03-6867-8536 E-mail : info@shpo.or.jp